

マイナンバー法に定める本人確認について

1 マイナンバーの記載について

マイナンバー法の施行に伴い、平成28年1月以後に提出する償却資産申告書には個人番号又は法人番号の記載が必要となりました。個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。

2 本人確認資料について

個人番号を記載した申告書を提出する際は、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。申告の際は、確認書類を提示（添付）していただくようお願いします。

(1) 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	身元確認資料
個人番号カード 通知カード 住民票（個人番号が記載されたもの） 等のうちいずれか1つ	個人番号カード 運転免許証 プレ印字された申告書 等のうちいずれか1つ

(2) 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
本人の個人番号カード 本人の通知カード 本人の住民票 等のうちいずれか1つ	代理人の個人番号カード 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票 等のうちいずれか1つ	プレ印字された申告書 税務代理権限証書 委任状 等のうちいずれか1つ

※住民票を提示（添付）の際は、個人番号が記載されたものを使用してください。

(3) 電子申告の場合

電子申告 	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。
--	--------------------------------------

3 その他

マイナンバーの記載は法律上の義務となるため、基本的には申告書の記載をお願いしていますが、マイナンバーが記載されていないことのみをもって、申告を無効とする取扱いはしません。

本人確認資料の不備等により本人確認できない場合、マイナンバーの記載は無かったものとして受理いたしますので、あらかじめ御了承ください。

納税義務者とマイナンバーの紐づけを早期に実現させるため、記載に御協力いただけると幸いです。